

（趣旨）

第1条 この規則は、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成29年三重県条例第1号。以下「条例」という。）第18条及び本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成14年三重県条例第2号）第3条の規定に基づき、三重県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第5条第1項の合議体）

第2条 条例第5条第1項の合議体に長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

2 前項の合議体の会議は、会長が招集し、長が議長となる。

3 第1項の合議体は、これを構成する委員及び議事に関係のある専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 第1項の合議体の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第1項の合議体に属する委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（条例第5条第3項の合議体）

第3条 条例第5条第3項の合議体に長を置き、会長をもって充てる。

2 前項の合議体の会議は、長が招集し、長が議長となる。

3 第1項の合議体は、これを構成する委員及び議事に関係のある専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 第1項の合議体の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（手続の併合又は分離）

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び条例第2条第1号の諮問庁（次条において「諮問庁」という。）にその旨を通知しなければならない。

（諮問庁の申出）

第5条 諮問庁は、条例第2条第2号の公文書、同条第3号の保有個人情報又は同条第4号の議会保有個人情報に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第11条第1項の規定により当該公文書、保有個人情報又は議会保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

( 審査請求人等の意見の陳述 )

第6条 条例第11条第4項の審査請求人等(以下「審査請求人等」という。)は、意見の陳述をするときは、議長の指示に従い、及び次の事項を遵守しなければならない。

- 一 意見は、審査請求の理由の範囲において陳述すること。
- 二 重複した意見を陳述しないこと。
- 三 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)に意見を求め、又は議論をしようとしな  
いこと。
- 四 委員等を批判し、威嚇し、又は侮辱しないこと。
- 五 委員等が意見を求めたとき以外は発言しないこと。
- 六 指定された制限時間を超えて陳述しないこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、審査会の秩序を乱し、審査会の進行の妨げとなるような行  
為をしないこと。

- 2 議長は、審査請求人等が前項の事項を遵守しないとき、又は審査請求人等に不穏当な言動  
があったときは、その陳述の停止を命じ、又は当該審査請求人等を退出させることができる。  
この場合において、審査会は、改めて意見を述べる機会を与えることなく、陳述を終結する  
ことができる。

( 審査請求人等の意見の聴取 )

第7条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第11条第4項の規定に  
基づき鑑定を求め、又は条例第15条第1項の規定に基づき閲覧させ、若しくは複写させよう  
とするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。  
ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

( 審査会への提出書類の閲覧等 )

第8条 条例第15条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を  
求めようとする者は、提出資料閲覧等請求書(第1号様式)を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により提出資料閲覧等請求書が提出されたときは、当該閲覧の諾否  
を決定し、提出資料閲覧等承諾通知書(第2号様式)、提出資料閲覧等一部承諾通知書(第  
3号様式)又は提出資料閲覧等拒否通知書(第4号様式)により、当該閲覧等請求書を提出  
した者に通知するものとする。
- 3 審査会は、第1項の規定による求めに応じる場合において、閲覧を求められた意見書又は  
資料に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意  
見を聴くことができる。
- 4 条例第15条第3項に規定する複写に要する費用の額は、別表のとおりとする。

( 出資法人等又は指定管理者から諮問を受けた事件の調査審議 )

第9条 条例第3条第4項に規定する出資法人等又は指定管理者からの諮問に係る事件の調査  
審議に当たっては、第2条から前条までの規定を準用するものとする。

( 庶務 )

第10条 条例第3条に規定する調査審議等に係る庶務は総務部において処理する。ただし、住  
民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する調査審議及び建議に係る  
庶務は、地域連携・交通部において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行後最初に行われる審査会及び委員の任期満了後最初に行われる審査会の会議は、第2条第2項及び第3条第2項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(三重県情報公開審査会規則の廃止)

3 三重県情報公開審査会規則(昭和63年三重県規則第27号)は、廃止する。

(三重県個人情報保護審査会規則の廃止)

4 三重県個人情報保護審査会規則(平成14年三重県規則第14号)は、廃止する。

附 則(平成30年7月31日三重県規則第68号)

1 この規則は、交付の日から施行する。

2 本人確認情報の保護に関する審議会規則(平成14年三重県規則第21号)は、廃止する。

附 則(令和元年6月25日三重県規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日三重県規則第21号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	交付の方法	費用の額	
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付(日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合	1枚につき10円
		カラーの場合	1枚につき40円
2 電磁的記録	用紙に出力したものの交付(日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合	1枚につき10円
		カラーの場合	1枚につき40円

備考

1 用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。

2 日本産業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A3判に相当する大きさで換算した枚数分の費用の額とする。

第1号様式（第8条関係）

提出資料閲覧等請求書

年 月 日

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長 宛て

（〒 ）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先（法人その他の団体にあつては担当者の氏名及び連絡先）

電話番号

ファクシミリ番号

三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり三重県情報公開・個人情報保護審査会への提出資料の閲覧・複写を求めます。

意見書の名称又は資料の名称等	
閲覧等の方法 〔1又は2のいずれか一方のみに、レ印を付してください。〕	1 閲覧を希望〔閲覧後、必要な部分の写しの交付も含む。〕 ----- 2 写しの交付を希望〔 窓口での交付 送付による交付〕

以下の欄は記入しないでください。

備考	
----	--

第2号様式（第8条関係）

提出資料閲覧等承諾通知書

第 号  
年 月 日

様

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
閲覧等を実施する日時	年 月 日( ) 午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

- 注 1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。実施する別の日時を改めて指定します。
- 2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

第3号様式（第8条関係）

提出資料閲覧等一部承諾通知書

第 号  
年 月 日

様

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は資料の名称等	
承諾しないこととした部分	
承諾しない理由	
閲覧等を実施する日時	年 月 日（ ）午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考	

- 注 1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。実施する別の日時を改めて指定します。
- 2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

第4号様式（第8条関係）

提出資料閲覧等拒否通知書

第 号  
年 月 日

様

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり拒否することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
承諾しない理由	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考	